

(議会事務局：一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年3月14日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年度大分県議会会議録作成等業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(3) 納入場所

大分県議会事務局

2 契約に関する事務を担当する部局と名称

大分県議会事務局総務課総務管理班

〒870-0022 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-5019

Eメール a21000@pref.oita.lg.jp

3 契約条項を示す場所及び日時

本公告に合わせて、大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム(物品・役務)(以下、「電子入札システム」という。)上に令和7年3月14日(金)から3月31日(月)午後5時まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか「大分県電子入札運用基準(物品・役務)」による。

5 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者で、役務の提供等の小分類「11その他」で掲載されている者のうち会議録(議事録)作成、テープ起こしを主な取扱品目としている者であること。

(2) この発注に係る入札説明書に基づき、令和7年3月26日(水)午後5時までに一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (3) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画が認可され又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）に該当しない者であること。
- (6) 最近1年間の法人税、消費税、法人県民税又は法人事業税を滞納していない者であること。
- (7) この公告の日から下記8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 電子入札システムによる入札金額の入力期間

期	間	自	令和7年4月1日（火）	午前	9時00分
		至	令和7年4月3日（木）	午後	5時00分

8 電子入札システムによる開札

開札予定日時	令和7年4月4日（金）	午前10時00分
--------	-------------	----------

9 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地上自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時を電子入札システムにより通知する。

1 0 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により、入札保証金を免除する。

1 1 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、契約保証金を免除する。

1 2 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

1 3 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しない。

1 4 落札者の決定方法

(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は単価契約のため落札金額は参考であり、契約金額とはならない。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

1 5 入札の延期又は中止について

本入札は、令和7年第1回大分県議会定例会において、当該予算が議決されない場合又は緊急やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認められる場合は、入札を延期又は中止することがある。

なお、この場合において、当該入札に要した費用を大分県に請求することはできないものとする。

1 6 その他必要と認める事項

その他必要と認める事項の詳細は、入札説明書によるものとする。